

一般財団法人 鳥取県建築住宅検査センター
適合証明業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター適合証明業務規程」に基づき、一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター（以下「当センター」という。）が実施する適合証明業務に係る申請手数料について、必要な事項を定める。

(適合証明業務の申請手数料)

第2条 適合証明業務に関する申請手数料の額は、1戸につき、別表1に掲げる額とする。

(手数料の納入方法)

第3条 申請者は、申請と同時に前条による額を別表の各検査項目ごとに、現金により納入しなければならない。

(設計変更を行った場合の検査手数料返還について)

第4条 設計検査合格通知を行う以前に設計が大きく変更された場合においては、元の設計検査手数料は返還しないこととする。

(他者が設計検査を行った場合の現場検査手数料)

第5条 適合証明業務の対象となる住宅の設計検査を行った者が当センターでない場合、第2条の手数料額に別表2に掲げる額を加算する。

(現場検査手数料返還等について)

第6条 現場検査において、検査業務の取下げ及び解除に伴い手数料の一部を返還する場合は、取下げ期が現場検査の申請書を受理した日から、中間検査日の前日までであれば、別表3に掲げる額を引いた額とする。なお、すでに中間検査を終了した場合は、返還しないこととする。

(外部検査員に支払う現場検査手数料額について)

第7条 外部検査員に現場検査業務を委託する場合、その額は別に定める「業務委託算定要領」による。

(附 則)

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(附 則)

この改正は、平成16年11月11日から施行する。(第5条)

(附 則)

この改正は、平成17年11月7日から施行する。(別表1・3)

(附 則)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。(第1条)

(附 則)

この改正は、平成26年4月1日から施行する。(第4条・別表1)

(附 則)

1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。(別表1)

2 現場検査手数料に関する経過措置

平成31年3月31日までに、当センターが受付した設計検査申請に係る現場手数料については、従前の手数料によることができるものとする。

(附 則)

この改正は、令和3年4月1日から施行する。(第4条削除・別表1)

(附 則)

この改正は、令和5年4月1日から施行する。(別表1 手数料改正・リフォームの追加)

別表1 (適合証明業務申請手数料)

【新築住宅】

単位：円

申請形態	設 計 検 査			現 場 検 査	
	一 般 料 金	フラット35S		中 間 検 査	適 合 証 明
		耐 久 性 等	耐 震 性 等		
戸建住宅	16,500 (11,000)	24,200 (18,700)	30,800 (25,300)	17,600	18,700 (13,200)
共同住宅等 (一棟ごと)	22,000	36,300	44,000	—	16,500 +(4,400×N)

(N=適合証明戸数)

- 注) ・フラット35S欄 耐久性等：バリアフリー性・耐久性・可変性 基準
耐震性等：省エネルギー性・耐震性 基準
- ・() は、確認申請併願の場合
 - ・フラット35Sで適合証等が添付される場合は一般料金を適用する
 - ・賃貸住宅融資(省エネ住宅・サービス付き高齢者向け住宅)及び、まちづくり融資(賃貸住宅)の設計検査は、フラット35S欄の料金を適用する

【リフォーム(グリーンリフォーム)】

単位：円

申 請 形 態	設 計 検 査			現 場 検 査
	住宅全体の改修	住宅の部分改修	グリーンリフォームローンS	適 合 証 明
断熱改修工事	20,900	17,600	24,200	16,500
省エネ設備工事	—	6,600	—	13,200

- 注) ・住宅全体の改修：住宅全体の断熱性能を省エネ基準以上とする工事
- ・住宅の部分改修：工事箇所の断熱性能を省エネ基準(仕様規定)とする工事又は、壁・天井または床に一定量以上の断熱材を使用する工事

- ・省エネ設備工事：太陽光発電設備、太陽熱利用設備、高断熱浴槽等の設備を設置する工事。なお、設計検査手数料は設備ごとの手数料で、現場検査手数料は現場検査一回の手数料

別表 2

単位：円

戸 建 住 宅	3,300
共 同 住 宅 等	1,100 × N

(N = 適合証明戸数)

別表 3

単位：円

戸 建 住 宅	2,200 (1,100)
共 同 住 宅 等	1,100 × N

(N = 適合証明戸数)

注) () は、確認申請併願の場合